

## 令和3年度第3回習志野市都市計画審議会議事録

1 開催日時 令和3年12月23日(木)午前10時00分～午前10時45分

2 開催場所 習志野市庁舎5階 会議室3

3 出席者

【会 長】 日本大学生産工学部 教授 廣田 直行

【副会長】 習志野市議会議員 木村 孝浩

【委 員】 (公益社団法人)千葉県建築士事務所協会 副会長 宍倉 義昭

東邦大学 理学部 准教授 柴田 裕希

千葉県行政書士会葛南支部 瀬戸川 加代

習志野市社会福祉協議会 副会長 高橋 君枝

習志野商工会議所 副会頭 高橋 勝

習志野市農業委員会 委員 村山 源司

習志野市議会議員 市角 雄幸

習志野市議会議員 入沢 俊行

習志野市議会議員 関根 洋幸

公募委員 葛谷 弘美

公募委員 森嶋 準一

【事務局】 都市環境部 部長 神崎 勇

都市環境部 次長 内海 忠

都市計画課 課長 小松 暢之

都市計画課都市計画係 係長 藤井 健生

都市計画課都市計画係 技師 谷山 春菜

【関係者】 都市環境部 技監 齊藤 正弘

都市環境部都市再生整備室 室長 森野 繁

区画整理課 課長 齋藤 義之

区画整理課 主幹 石井 義弘

4 議題

(1)会議録の作成等

(2)会議録署名委員の指名

(3)報告 (1)都市計画道路等の変更について

## 5 会議資料

### (1) 会議次第

#### (2) 【資料1】都市計画道路等の変更について

【資料2】習志野都市計画道路の変更・習志野都市計画用途地域の変更

【資料3】公述の要旨とそれに対する市の考え方

## 6 議事内容(要約)

【習志野市都市計画審議会条例第4条第4項の規定に基づき、木村副会長が進行】

(木村副会長)

ただいまから、令和3年度第3回習志野市都市計画審議会の会議を開会する。

ただいまの出席委員は12名である。よって本会議は成立した。

本日の会議は、習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針により原則公開となっている。ただし、内容により、公開、非公開の判断が必要となった際にはその都度お諮りすることとする。それよろしいか。

(一同)

異議なし。

(木村副会長)

それではそのように取り扱う。なお、本日の内容に非公開になると思われる案件はない。

また、傍聴者については、定員に達するまでの間は入口でお配りした注意事項を守るようお願いした上で、随時傍聴希望者の入室があるのでご承知おきいただきたい。非公開になった場合は指示に従っていただく。

次に日程第1、会議録の作成等についてお諮りする。

会議録について、これまで通り、署名をいただく会議録については、全文記録いわゆる逐語式で作成するものとし、情報公開コーナーおよび市ホームページ等で公開する会議録については要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名および所管課名を記載した上で、非公開とした審議事項を除く記録について公開したいと思うが、これに異議はないか。

(一同)

異議なし。

(木村副会長)

異議なしと認めるので、そのように取り扱うよう決定した。

続いて、日程第2「会議録署名委員の指名」についてお諮りする。

会議録の署名については、名簿順で、市角雄幸委員、入沢俊行委員を私から指名するが異議はないか。

(一同)

異議なし。

(木村副会長)

異議なしと認めるので、私から会議録署名人に、市角雄幸委員と入沢俊行委員を指名する。

続いて、報告事項に移る。事務局より、報告事項1「都市計画道路等の変更について」説明いただきたい。

### **報告事項1「都市計画道路等の変更について」**

(藤井係長より資料に基づいて説明)

(木村副会長)

それでは質疑応答に移る。ご意見ご質問のある方は、なるべく資料番号とページを明示の上、ご意見ご質問をお願いしたい。ご意見ご質問ある方は、挙手いただきたい。

(入沢委員)

この変更の手続きについて、資料1の11ページに今後の流れが示されており、一番下に告示となっているが、この都市計画道路の変更が最終的に決定されるのは、この告示という手続きによって決定されるという理解でよろしいか。

(藤井係長)

仰るとおり、告示をもって都市計画道路および用途地域の変更の都市計画決定がなされる。

(入沢委員)

この都市計画道路の変更の手続きが今進められているということで、私は市議会議員もしており、都市計画審議会の委員ということで、様々な市民の方から、意見や問い合わせが直接届いている。私としては市議会でこのような話が進んでいるということは、その折々で聞いてきたが、市民の方からすると突然このような話が来て、もう決まってしまうのか、なぜ市民の皆さんや、関係する人たちの意見を聞いてこなかったのかということで、疑問や不信の声が届いている。この経過の中で、住民の皆さんや、関係者の皆さんへのお知らせ、意見を聞くという手続きはどのように取ってきたのか教えていただきたい。

(藤井係長)

この都市計画道路の変更においては、今回の都市計画の手続きの前段として、この基になっている都市計画道路等見直し方針がある。こちらは平成29年度から取り組みを開始しており、この方針の案について、令和2年6月に1ヶ月間、市民の意見を広く聴く機会、周知する機会として、パブリックコメントを実施している。その中でご意見をいただいているので、都市計画道路の見直しの方針について、そこで一度周知を図っている、説明を行っているものと認識している。

この都市計画の手続きに関しては、住民の皆様に対する意見を聞く機会として、10月に都市計画道路の沿道の方、あるいはその沿道用途地域にかかるところの地権者、住んでいる方を対象に説明を実施している。また、あわせて土地区画整理事業を予定している鷺沼地区の市街化調整区域の中で、土地区画整理事業予定区域内にお住まいの方に関しては、その設立準備会の中でご案内を差し上げているところであり、本市としては、その中で近隣の方やお住いの方に対して説明をしてきたという認識である。

(木村副会長)

それでは廣田会長がお見えになったので、私の会長代行の職を解いて、廣田会長に司会進行をお願いしたい。

(廣田会長)

それでは議事進行させていただく。

ただいまの回答で入沢委員よろしいか。

(入沢委員)

引き続き伺わせていただきたいのだが、10月の段階で住民説明を行ったということだが、どのような規模で、どういった機会を設けて説明をしたのか。資料3によると、都市計画道路を存続すべきだということや、諸々課題があるのではないかという意見が出されているようだが、そういった意見はもう出されていたのか。

(藤井係長)

まずは説明の方法から説明する。この都市計画の変更手続きにあたり、この変更の案の概要について、関係地権者、居住者に対して説明を実施したということは今説明したところだが、その手法について、本来であると、皆様お集まりいただいて、会場で直接説明会という形で開催するのが望ましいが、新型コロナウイルスの感染拡大状況を考慮して、都市計画の変更に関するご案内ということで文書を作成し、関係地権者等に直接郵送をさせていただいている。そのお知らせの中に、習志野市ホームページ上に詳しい説明の資料を掲載しているので、その資料をあわせてご覧いただき、ご質問ご意見があれば市に問い合わせいただきたいというような内容で説明を行った。その説明を行っている過程で、都市計画

道路3・4・11号線の存続を求めるといようなご意見もあった。

(入沢委員)

コロナという事態で仕方がない面はあったのだと思うが、皆さんとフリーターキングというか、広く自由な意見交換ができるようなことがあれば、ここまで意見の行き違いというものは生じないで解決をすることも出来たのではないかと思うので、その手続きについては、今後まだ来年の3月まで決定の期間があるので、十分な意見の聞き取りや説明を図っていただきたいと思う。

説明の中で、土地区画整理の組合への説明を行ってきたということで、資料3の中でも2番目の公述はその関係者の方のご意見のように読み取れるが、その準備会の方々への説明というのは、立ち上げは数年前から始まっているので、発起人とか関係者の方へこの都市計画道路の変更が考えられているという話はいつの段階であったのか。

(齋藤課長)

準備会へのこの都市計画道路の変更に係る情報については、最終的には令和3年3月に準備会の方で、事業計画あるいは土地利用計画の案を定めているので、その中において、今回変更する都市計画道路の線形変更あるいは廃止した形で整理がされている。ただその前段で、都市計画道路の見直し方針の策定作業を市として取り組んでいたもので、基本的には、準備会の方で、具体的な土地利用計画の検討が進められている段階の中で、市としては、こういう方向で今進めているというような情報はこれまでも入れてきたということである。

(入沢委員)

その段階から情報提供が当該周辺住民の方に届いていれば良かったと少し感じてしまう。私は議会の場面でこの都市計画道路の廃止の説明をその度ごとに聞いてきたので、こちらの資料3でも、パッと見て、現在の都市計画道路予定地の状況を見て、道路の廃止は止む無しという意見が当然のことかと思って聞いてきたのだが、皆さんの合意形成という点で、今後情報提供などしっかりとした説明をしていただいて、皆さんが同じまちづくりに向かって進めるように、今後努力していただきたいと思う。

(市角委員)

今の話にあった、準備会への説明ということで少し私も確認したかったのだが、今回公述された方が8名であったとのことだが、私の少し聞いたところでは、準備会の方としては、概ねこの計画についてある程度理解されたのではないかというのを、はっきりわからないが、そういった話を少し聞いた。その辺は準備会の方としては、これから土地区画整理事業始まっていくわけだが、概ね理解されているというふうに考えていいのかどうか。それとも、その区画整理の準備会の中でも、ちょっと反対されているというか、少し意見を持っている人がいるの

か、その辺はどのようになっているのか少し詳しく教えていただきたい。

(齋藤課長)

準備会の中では、先ほどもお話ししたが令和3年3月に土地利用計画の案が作成され、その時点で準備会の総会に諮られて、ある程度今後の区画整理事業の検討については、こういった土地利用で進めていこうというものが、賛成多数で可決されている。その総会では、都市計画道路を残した方がいいのではないかという意見も確かにあった。ただ、最終的に準備会の総意としては、基本的には今回の変更に合わせて中で、土地利用計画を策定していくところでは皆さんの意見の中で決まってきたと認識している。

(廣田会長)

その他どうか。それでは他に質問がないようなので、以上で日程第3「報告事項」を終了する。

最後に日程第4「その他」について事務局から連絡等お願いしたい。

(小松課長)

本日報告した通り、都市計画道路等の変更については、1月5日から19日までの2週間、都市計画法に基づく案の縦覧を実施する。次回の本審議会でご審議いただきたいと考えている。

事務局からの報告は以上となるが、区画整理課より連絡があるので、担当より説明する。

(石井主幹)

前回の本審議会において、(仮称)鷺沼地区土地区画整理事業についての報告事項の中で、本市が考える鷺沼地区の新たなまちづくりの方向性を定めた「まちづくりガイドライン」を皆様にお配りし、それについて説明させていただいた。その際、都市計画審議会の委員の皆様からご意見をいただきながら作成を進めていきたいということでお話させていただいた。現在のところご意見等は頂いていない。本日ご意見やご質問等あれば、お受けしたいと思っている。

なお、今後のスケジュールについては、都市計画審議会の意見を踏まえた上で、庁内の検討会に報告をして、最終的には今年度中に、土地区画整理設立準備会に提言をしたいと考えている。

(廣田会長)

ただいまの事務局からのまちづくりガイドラインの説明に対して何かご意見等あるか。

無いようなので以上でその他を終了する。

これをもって令和3年度第3回習志野市都市計画審議会を閉会する。

7 所管課名

都市環境部 都市計画課

電話番号 047-451-1151(内線)271